

# 里親ワイナリーによる醸造技術研修事業 実施要領

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1 この実施要領は、信州ワインバレー構想に基づき、高品質な長野県産ワイン及びシードルの醸造体制を確保してワイン産地の形成促進を図るため、意欲的な県内ワイナリー及びサイダリーを里親として、県内において果実酒醸造所の設立を目指す農業者等の醸造技術の向上を支援する仕組みづくりを行うために必要な事項を定めるものとする。

### (事業の内容)

第2 この事業は、県内ワイナリー及びサイダリーを「里親ワイナリー」として登録し、ワイン及びシードルの醸造現場に研修生を受け入れ、醸造に関する知識及び技術等を習得する実務研修を行うものとする。

## 第2章 里親ワイナリー

### (登録の要件)

第3 里親ワイナリーは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 長野県内にワインまたはシードルの醸造場を有すること
- (2) 酒税法に基づく果実酒の製造免許を取得していること
- (3) 原則として、直近3年間に継続したワインまたはシードルの醸造実績を有すること
- (4) 醸造技術者の育成指導に熱意があり、教育的役割を果たせること
- (5) 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること

### (登録の申請)

第4 里親ワイナリーへの登録を希望する者は、産業労働部長が別に定める日までに、里親ワイナリー登録申請書(様式第1号)に里親登録カード(様式第2号)を添付し、産業労働部長に提出するものとする。

### (里親ワイナリーの登録)

第5 産業労働部長は、第4の申請者が第3の要件を満たし、研修の受入れ先として適当と認める場合、「里親ワイナリー」として登録する。

- 2 産業労働部長は、登録する里親ワイナリーを記載した里親ワイナリー名簿(様式第3)を作成し、県ホームページへの掲載等により公表するものとする。
- 3 産業労働部長は、年度ごとに里親ワイナリーの登録内容を確認のうえ、適当と認める場合は、登録の更新を行うものとする。

(登録の廃止)

第6 産業労働部長は、里親ワイナリーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すものとする。

- (1) 里親ワイナリーとして、第3の各号のいずれかを欠くと認められた場合
- (2) 事業停止又は廃業した場合

2 里親ワイナリーは登録期間中に登録の廃止を希望するときは、里親ワイナリー登録廃止届出書(様式第4号)により産業労働部長に届け出るものとする。

### 第3章 研修

(研修の区分)

第7 里親ワイナリーでの研修は以下の区分により実施する。

- (1) 里親ワイナリー研修
- (2) 里親ワイナリー研修 Advanced

(研修の対象者)

第8 第7第1号に定める研修の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、研修後に長野県内でワイン醸造に従事することを希望する者とする。

- (1) 長野県農政部が主催した「ワイン生産アカデミー」を修了した者
- (2) 長野県農政部が主催する「参入者支援研修会」または同種の講座を修了した者、あるいは修了見込の者
- (3) その他、第1号または第2号に掲げる講座に準ずる講座を修了した者、あるいは修了する見込の者

2 第7第2号に定める研修の対象者は、同第1号に定める研修を修了した者であって、研修後に長野県内でワイナリーを開業することが確実と見込まれると産業労働部長が認めた者とする。

(研修の内容)

第9 対象となる研修内容は、里親ワイナリーにおける栽培・醸造工程(原料ぶどう・りんご等の剪定、栽培及び収穫、資材調達、搾汁、発酵、熟成、瓶詰等)及びワイナリー・サイダリー経営に関する知識及び技術、その他醸造に関連する業務とする。

(研修の期間)

第10 第7第1号の研修期間は、当年度の9月1日から2月末日までの間で、里親ワイナリーと研修生が合意した期間とする。

2 第7第2号の研修期間は、当年度の5月16日から2月末日までの間で、里親ワイナリーと研修生が合意した期間とする。

(研修生の選定)

第11 研修希望者は、別に定める日までに里親ワイナリー研修受講申請書(様式第5号)に応募者概要書(様式第6号)を添付して、産業労働部長へ提出するものとする。第8

第1項第3号に該当する者は、「ワイン生産アカデミー」に準ずる講座の修了を証する書面、または在籍していることを書面等により示すものとする。

- 2 産業労働部長は、研修希望者から前項の申請があった場合には、農政部長へ意見照会を行うものとする。
- 3 産業労働部長は、応募者概要書の内容及び農政部長の意見をもとに研修生の選定を行うものとする。

(研修先及び研修内容の決定)

第12 選定された研修生は、第5第2項の里親ワイナリー名簿の中から、研修を希望する里親ワイナリーを選択し、当該里親ワイナリーと面談により研修内容、研修期間、受入条件等について話し合いを行うものとする。

- 2 里親ワイナリー及び研修生が研修の実施について合意したときは、里親ワイナリー及び研修生は、里親ワイナリー研修実施承認申請書（様式第7号）に里親ワイナリー研修計画書（様式第8号）を添付して、産業労働部長に提出し承認を受けるものとする。
- 3 里親ワイナリー及び研修生は、研修期間等の変更を行う場合には、里親ワイナリー研修変更実施承認申請書（様式第9号）を産業労働部長に提出し承認を受けるものとする。

(研修の実施)

第13 里親ワイナリーは、第12第2項により提出した里親ワイナリー研修計画書の内容に基づき、研修を実施するものとする。

- 2 研修生は、里親ワイナリー研修日誌（様式第10号）により研修実施内容を記録し、毎月の月末及び研修終了後に里親ワイナリーへ提出するものとする。
- 3 産業労働部長は、研修開始後に事故やけがの発生、不信行為などの理由により研修を継続することが適当でないと認めた場合には、研修計画の変更又は研修の中止を指示することができるものとする。
- 4 研修生は、傷害保険及び損害賠償保険への加入等により、研修中に事故やけが等をした場合又は研修場所の施設の破損等をした場合には自己の責任において処理しなければならない。

(報告)

第14 里親ワイナリーは、研修期間終了後30日以内又は研修を行った期間の属する年度の3月第2週の金曜日のいずれか早い日までに、里親ワイナリー研修実施報告書（様式第11号）及び第13第2項の里親ワイナリー研修日誌を産業労働部長に提出するものとする。

(謝金)

第15 産業労働部長は、第14の研修実施報告書に基づき、予算の範囲内で、受入研修生1人あたり月額29千円以内で別表1に基づき算定した謝金を里親ワイナリーに支払うものとする。

- 2 研修生は、月額14.5千円以内で別に定める謝金を里親ワイナリーに支払うものとする。

## 第4章 雑則

(その他)

第16 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要領は、平成26年6月20日から適用する。

(一部改正 平成27年6月5日)

(一部改正 平成28年6月9日)

(一部改正 令和3年6月8日)

(一部改正 令和4年4月1日)

(別表1)

1か月あたりの研修日数	支払金額
20日以上	29,000円/月
20日未満	29,000円を20で除して研修日数を掛けた額

※1日の研修時間が4時間以下の場合にあっては、1/2日間の研修を行ったものとして算定する。

(様式第1号)

里親ワイナリー登録申請書

年 月 日

長野県産業労働部長 様

住 所

氏 名

(法人の場合には、法人名、代表者氏名)

ワイナリー(サイダリー)設立を志望する農業者等の支援活動を行うため、里親ワイナリーの登録を受けた  
いので、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

1 里親登録カード(様式第2号)

## (様式第2号)

## 里親登録カード

氏名（法人名）			
住 所	〒      ー		
電話番号	(担当者名)	FAX 番号	
設立年月	年      月	果実酒醸造免許取得年月	年      月
直近3年間の 醸造実績 (果実酒製成数量)	年度：	kl	
	年度：	kl	
	年度：	kl	
従業員数	人		
ワイナリーの特徴 (経営方針、製品の特徴 等)			
直近5年間の 研修生の受入実績	有 ・ 無      (どちらかに○)		
	期 間	短期 (      日)、長期 (      月)	
里親として支援できる内容【受入条件】			
宿泊・通いの別	1 宿泊 (可・否)    2 通い (可・否) ・ 特記事項：		
研修可能な内容	○醸造作業 (      ) 原料ぶどう(りんご)の収穫      (      ) 除梗・破碎 (      ) 圧搾・搾汁      (      ) 果汁の加工 (補糖等) (      ) 発酵      (      ) 澱引き (      ) 熟成      (      ) 濾過 (      ) 瓶詰  ○その他醸造に関連した業務 (      )		
研修希望者に 求める条件			

(様式第3号)

里親ワイナリー名簿

< 年 月 日時点 >

ワイナリー /サイダリー名	所在地	電話番号	ワイナリー /サイダリーの特徴 (経営方針、製品の特徴 等)	研修可能な内容	研修希望者に 求める条件

(様式第4号)

里親ワイナリー登録廃止届

年 月 日

長野県産業労働部長 様

住 所

氏 名

(法人の場合には、法人名、代表者氏名)

下記の理由により、里親ワイナリーの登録を廃止したいので届け出ます。

記

- 1 里親ワイナリー登録年月日 年 月 日
- 2 廃止理由



(様式第5号)

里親ワイナリー研修受講申請書

年 月 日

長野県産業労働部長 様

住 所

氏 名

里親ワイナリー研修を受講したいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 応募者概要書(様式第6号)

(様式第6号)

応募者概要書

1. 応募者

ふりがな 氏名		性別	男・女	生年月日	昭和・平成 年 月 日 ( 歳)
連絡先 住所等	〒 ー				
	電話番号		FAX		
	E-Mail				
現在の職業(該当に○)	1. 会社員 2. 専業主婦・主夫 3. パートタイマー・アルバイト 4. その他 ( )				
他の事業との兼務	申込時において、他の事業を営んで ( いる・いない ) (該当に○)				
職 歴	昭・平 年 月				
	昭・平 年 月				
ワイン生産アカデミー の受講状況	○ ( ) 年度	受講回:	※当年度の受講した回の回数を記入		
	○ ( ) 年度	受講回:	※当年度の受講した回の回数を記入		

2. 研修先について

研修を希望する ワイナリーの有無	有・無 (該当に○)	※有の場合 (会社名: )		
研修先への要望 (条件等)		研修可能な地 域(市町村等)		
希望する研修の 頻度	※例: 月 20 回程度、1 回 3 時間程度 等			

3. 研修を希望した理由

--

4. 自己PR

--

5. 研修後の計画

(ワイナリー(サイダリー)設立の計画、修得した醸造技術を今後どのように生かしていきたいか 等)

(様式第7号)

里親ワイナリー研修実施承認申請書

年 月 日

長野県産業労働部長 様

(里親ワイナリー)

住 所

氏 名

(法人の場合には、法人名、代表者氏名)

(研修生)

住 所

氏 名

別紙研修計画に基づき、里親ワイナリー研修を実施したいので申請します。

添付書類

- 1 里親ワイナリー研修計画書(様式第8号)



(様式第9号)

里親ワイナリー研修変更実施承認申請書

年 月 日

長野県産業労働部長 様

(里親ワイナリー)

住 所

氏 名

(法人の場合には、法人名、代表者氏名)

(研修生)

住 所

氏 名

先に承認のありました研修の内容を下記の理由により、変更実施したいので申請します。

記

1 変更の内容

変更前	
変更後	

2 変更の理由



(様式第 11 号)

里親ワイナリー研修実施報告書

年 月 日

長野県産業労働部長 様

住所

氏名

(法人の場合には、法人名、代表者氏名)

研修を完了し、下記のとおり報告しますので指導謝金を交付してください。

記

1 研修実施状況等

研修生氏名			特記事項等
研修期間		年 月 ~ 年 月	
研修実施日数 (A)	5月	研修実施日数：( )日	
	6月	研修実施日数：( )日	
	7月	研修実施日数：( )日	
	8月	研修実施日数：( )日	
	9月	研修実施日数：( )日	
	10月	研修実施日数：( )日	
	11月	研修実施日数：( )日	
	12月	研修実施日数：( )日	
	1月	研修実施日数：( )日	
	2月	研修実施日数：( )日	
指導謝金交付額合計 (B)		円	

2 指導謝金振込先口座

金融機関名	
口座種類	普通 当座
口座番号	
口座名義人	

3 添付書類

里親ワイナリー研修日誌(様式第 10 号)を添付する